第 28 次審査情報提供事例（歯科）

令和 8 年 10 月 30 日提供分

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成１６年７月に「審査情報提供検討委員会」、平成２３年６月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成２３年９月

第 28 次審査情報提供事例（歯科）

No.	項　目	提　供　事　例
261	画像診断	原則として、歯科エックス線撮影（全顎撮影の場合）について、智歯の有無にかかわらず、患者の口腔内の状態等により１４枚までの算定を認める。

２６１　写真診断⑫

《令和８年１０月３０日新規》

○　取扱い

原則として、歯科エックス線撮影（全顎撮影の場合）について、智歯の有無にかかわらず、患者の口腔内の状態等により１４枚までの算定を認める。

○　取扱いを定めた理由

歯科エックス線撮影（全顎撮影の場合）については、歯科点数表第４部画像診断の留意事項通知の通則において、「全顎撮影の場合とは、歯科用エックス線フィルム１０枚から１４枚を用いて、全顎にわたり歯、歯槽骨等のエックス線撮影を行うものをいい、(略)、使用したフィルムは撮影枚数に応じ１４枚を限度とする(略)」と示されているが、撮影枚数については、智歯がない場合であっても、患者の口腔内状態や病態により１４枚まで撮影する場合がある。

○　留意事項

歯科エックス線撮影（全顎撮影の場合）については、全顎にわたり歯、歯槽骨等の状態の把握や、歯科疾患の診断を目的として行われるものであることから、残存歯数等の口腔内状態から、当該撮影の必要性や診療状況が不明な場合は、医療機関に照会を行い、個々の症例により判断する必要がある。